

営業許可・届出業種の主な変更点、手続きが必要な場合の期日

この内容については **令和3年6月1日** から施行されます

現在の許可・届出業種

許可

新たに
営業の許可が
必要な業種

▼魚介類行商等に関する条例に基づく許可業種

魚介類加工業(魚介類の加工)

▼横浜市食品衛生法施行細則で定める報告営業

食品製造業 のうち、

液卵の製造

漬物の製造

※食品の小分けについては営業許可が必要になることがあります

令和6年6月1日からは、
新食品衛生法に基づく
許可が必要です。

すでに営業している場合でも
新しく営業許可の取得が必要です!

期限 令和6年5月31日

届出

新たに
営業の届出が
必要な業種※1

▼魚介類行商等に関する条例に基づく許可業種

魚介類加工業(魚介類以外(海藻類)の加工)

魚介類行商

発酵乳等販売業

▼横浜市食品衛生法施行細則で定める報告営業

菓子販売業

食品製造業

そうざい販売業

弁当類販売業

野菜・果物販売業 など

令和3年12月1日からは、
新食品衛生法に基づく
届出が必要です。

すでに営業している場合でも
新しく営業の届出が必要です!

期限 令和3年11月30日

移行

許可業種から
届出業種へ
移行される
業種

▼旧食品衛生法に基づく許可業種

飲食店営業の自動販売機(一部 例:屋内で自動洗浄装置等のあるもの)

喫茶店営業の自動販売機(一部 例:屋内で自動洗浄装置等のあるもの)

缶詰又は瓶詰食品製造業(冷蔵品・はちみつ・酢)

魚介類販売業(包装魚介類販売に限る)

食肉販売業(包装食肉販売に限る)

食品の冷凍又は冷蔵業(冷凍食品製造以外)

ソース類製造業(容器包装に密閉された常温品の製造以外)

乳類販売業

冰雪販売業

許可業種から届出業種に
自動的に移行されます。

手続きは不要です。

存続

許可業種が
存続する
業種

現在の許可業種

▼旧食品衛生法に基づく許可業種

アイスクリーム類製造業

飲食店営業 菓子製造業

魚介類せり売営業

魚介類販売業(包装魚介類販売を除く)

集乳業 酒類製造業

食肉処理業 食肉製品製造業

食肉販売業(包装食肉販売を除く)

食品の放射線照射業

食用油脂製造業 清涼飲料水製造業

そうざい製造業 添加物製造業

豆腐製造業 特別牛乳搾取処理業

納豆製造業 乳処理業

乳製品製造業 冰雪製造業

めん類製造業

許可期限まで、
旧食品衛生法による
許可の範囲での
営業が可能です。

許可期限までに
新食品衛生法に
基づく営業許可を
取得してください。

変更

許可業種が
変更
になる
業種※2

▼旧食品衛生法に基づく許可業種

あん類製造業

飲食店営業の自動販売機
(一部 例:屋外に設置されたもの)

喫茶店営業

缶詰又は瓶詰食品製造業
(常温品(はちみつ・酢以外)の製造)

魚肉ねり製品製造業 醤油製造業

食品の冷凍又は冷蔵業
(冷凍食品の製造)

ソース類製造業
(容器包装に密閉された常温品の製造)

乳酸菌飲料製造業

マーガリン又はショートニング製造業

みそ製造業

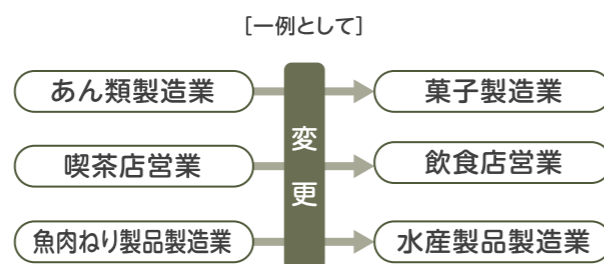
許可期限まで、
旧食品衛生法による
許可の範囲での
営業が可能です。

許可期限までに
新食品衛生法に
基づく営業許可を
取得してください。
許可業種が変更されます

※1 以下の業態については届出が不要です

- 食品又は添加物の輸入業
- 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし冷凍・冷蔵倉庫業は除く)
- 常温で長期間保存しても食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品の販売業
- 器具容器包装の製造業(合成樹脂以外の原材料を使用した器具容器包装に限る)
- 器具容器包装の輸入又は販売業

※2 許可業種が変更になる業種は?



営業許可の見直し、届出制度新設に関するQ&A

Q 令和3年6月1日の時点で許可期限が残っています。いつまでに手続きが必要でしょうか?

A 令和3年6月1日以降も、取得している許可の有効期間が切れるまでは、新規に許可を取得しなくてもこれまでと同じ営業ができます。ただし、魚介類加工業、魚介類行商、発酵乳等販売業をお持ちの方は、許可期限が残っている場合でも営業許可の取得もしくは営業の届出が必要になりますので、ご確認ください。

Q 乳類販売業の許可を取得しています。乳類販売業は届出業種に変更されるようですが、令和3年6月1日以降に手続きは必要でしょうか?

A 新法において許可業種から届出業種に移行される業種については、令和3年6月1日に届出をしたとみなすため、手続きは不要です。

Q 食品製造業で漬物を製造しています。新法で新たに漬物製造業が許可業種になるようですが、いつまでに手続きをしたらいいですか?

A 新法において新設される許可業種については、令和6年6月1日には新法に基づく営業許可が必要となりますので、それまでに営業許可を取得できるよう手続きをしてください。

食品リコール(自主回収)を行った場合の届出が義務化されます

- 新食品衛生法と食品表示法に基づき、食品リコールを行った場合、行政へ届出することが義務化されます。
- 届出された情報は国のシステムで公表されます。
- 行政への届出は令和3年6月1日から義務化されます。

※**令和3年5月31日まで**は神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に基づく届出をお願いします。



お問い合わせ先 食品衛生に関するご相談やお問い合わせは、お店のある区の福祉保健センターで受け付けています。

窓口	所在地	電話番号	窓口	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1842	金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7871
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7141	港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2370
西区	西区中央1-5-10	320-8442	緑区	緑区寺山町118	930-2365
中区	中区日本大通35	224-8337	青葉区	青葉区市ケ尾町31-4	978-2463
南区	南区浦舟町2-33	341-1191	都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2356
港南区	港南区港南4-2-10	847-8444	戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8474
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6361	栄区	栄区桂町303-19	894-6967
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6166	泉区	泉区和泉中央北5-1-1	800-2451
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2451	瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5751
			中央卸売市場 本場食品 衛生検査所	神奈川区山内町1	441-1153

食品関連
事業者の
方へ

営業許可や届出について
期日までに手続きが必要になる
場合があります

食品衛生法改正の お知らせ

- ▶営業許可の見直し、届出制度が新設されます
- ▶食品リコール(自主回収)を行った場合の届出が食品衛生法で義務化されます

詳細は中面へ

